

公告

下記業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

福岡県立田主丸特別支援学校通学バス（久留米コース）運行業務委託

(2) 業務概要

児童生徒の登下校時の通学バスの運行及びそれに付随する業務（詳細は入札説明書のとおり）

(3) 業務場所

福岡県立田主丸特別支援学校通学バス（久留米コース）運行業務を履行する上で必要な場所

(4) 契約期間 契約締結日～令和9年3月31日

運行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
13	05	サービス業種その他 （運 送）	AA又はA
13	11	サービス業種その他 （その他）	AA又はA

(2) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立田主丸特別支援学校

〒839-1212 福岡県久留米市田主丸町石垣1190-1

電話番号 0943-73-1537 FAX番号 0943-72-4341

5 入札説明書の交付

4の部局にて直接交付する。

電子データを希望する場合は電子メールにより依頼すること。

(tanushimaru-sne@pref.fukuoka.lg.jp)

6 入札説明会の開催

- (1) 日 時 令和8年2月13日（金曜日）
16時00分から17時00分まで
- (2) 場 所 4の事務室を訪問すること。

7 仕様等に関する質問の期限

仕様等に関する質問は、必ず書面（FAX可）にて令和8年2月17日（火曜日）の11時00分までに4の部局に提出すること。回答は書面で行う。

8 入札参加申請書の提出期限

令和8年2月18日（水曜日）16時00分

提出方法は持参（土日、祝日は受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。期限内必着のこと。）とすること。

なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

9 入札・開札の場所及び日時

- (1) 入札場所
福岡県立田主丸特別支援学校 教育相談室
〒839-1212 福岡県久留米市田主丸町石垣1190-1
- (2) 入札日時
令和8年2月25日（水曜日）10時00分
- (3) 開札
即時

10 契約条項を示す場所

4の部局とする。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 9（3）の開札の日から過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約締結の日から過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わる
ことができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札説明書に定める書類が入札書に添付されていない入札
- (11) 添乗員賃金の時間単価が、入札日において適用される福岡県最低賃金を下回る金額で積算したと認められる入札
- (12) 添乗員の従事時間が拘束時間（回送時間を含む運送の出庫から帰庫までの時間。学校行事の場合は、学校行事に係る運送時間）を下回る入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 運賃及び料金が国土交通省の定める計算方法により算出された価格の範囲で、かつ、入札金額が県の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。